

医療機器レンタル約款

第1条（総則）

本レンタル約款は、オリックス・レンタル株式会社（以下貸貸人という）よりお客様（以下借借人という）が医療機器等の動産（以下レンタル物件という）を借借するにあたって条件を定めるものです。借借人が、貸貸人の定める所定の申込をし、貸貸人がこれを承諾したとき個別のレンタル契約（以下レンタル契約という）が成立し、レンタル契約に本レンタル約款のすべての条件が適用されるものとします。

第2条（レンタル期間）

レンタル物件の借借期間（以下レンタル期間という）は、借借人から貸貸人への所定の申込内容に基づくものとし、貸貸人が借借人に対して第5条に基づきレンタル物件を引渡した日より起算します。

第3条（レンタル契約の延長）

レンタル期間が終了する日より2日以上前、借借人からレンタル期間の延長の申込みがあった場合、借借人にレンタル契約の延長がない限り、貸貸人はこの申込みを承諾できるものとし、以後繰り返し延長するときも同様とします。延長の期間は、貸貸人が承諾した期間とします。

第4条（レンタル料金）

- レンタル料金は、レンタル期間延長時のレンタル料金を含む。以下同じ）は、あらかじめ借貸人と借借人が合意した条件によるものとします。
- 前項のレンタル料金は、日割り計算をしません。よって、レンタル期間の途中でレンタル契約が終了した場合でも、借貸人はレンタル料金の全部または一部を借借人に返金することはありません。
 - 借借人は貸借人に対し、借貸人が作成し借借人に交付した請求書記載のレンタル料金（金額は前項に基づく）を請求書記載の支払期限までに借貸人の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとします。
 - レンタル期間が1ヶ月以上かつレンタル期間が1ヶ月単位のレンタル物件について、借貸人は借借人に対して1ヶ月毎に請求を行うものとします。
 - 借貸人は借借人と合意のうえ、レンタル期間中、経済事情の変動等により、レンタル料金を変更できるものとします。

第5条（レンタル物件の引渡し）

- 借貸人は、借借人に対し、レンタル物件を借借人の指定する日本国内の設置場所において引き渡すものとします。
- レンタル物件の使用に必要なメーカー所定、またはメーカー・貸貸人の間に事前点検整備手順（以下必要手順という）が定められている場合、借貸人は、前項に基づくレンタル物件の引渡しにあたり、レンタル物件について必要手順に従った点検整備を実施したうえで必要手順に従ってレンタル物件を引き渡すものとします。
 - 借借人は、レンタル物件の引渡しを受けた後2日以内にレンタル物件の品質、種類及び数量（規格、仕様、性能その他物件として借借人が必要とする一切の事項を含む、以下これを総称して「品質等」という。）について検査するものとし、当該検査期間に借借人が借貸人に対してレンタル物件の品質等がレンタル契約の内容に適合しないことにつき通知しなかった場合、レンタル物件の品質等はレンタル契約の内容に適合した正常な性能を備えた状態で借借人に引き渡されたものとみなします。

第6条（契約内容不適合）

- レンタル物件の使用につき必要手順が定められている場合、借貸人は、借借人に対し、必要手順に従った点検整備（動作確認を含む）を実施していることのみを担保します。
- 借貸人は、前項に基づき担保する事項以外は、理由のいかんにかかわらずレンタル物件の品質等がレンタル契約に適合していること、レンタル物件の借借人の使用目的への適合性その他如何なる事項（レンタル物件そのものに欠陥が存在する場合を含むが、これに限られない）について一切の責任を負いません。

第7条（レンタル物件の取替え）

- レンタル物件の引渡し後に借借人の責めに帰すべき事由に基づいてレンタル物件が滅失（修理不能、所有権の侵害を含む）または毀損（所有権の制限を含む）、正常に作動しなくなった場合、借貸人はレンタル物件を取替えるものとします。本項に定めるレンタル物件の取替えを除き、レンタル物件が滅失（修理不能、所有権の侵害を含む）または毀損（所有権の制限を含む）した場合またはレンタル物件を使用し及び収益することができない期間（物件の保守、点検、整備、修繕等に要する期間を含むがこれらに限られない。）を生じさせた場合でも、借貸人は、レンタル料金の支払いを拒むことができず、借貸人に対し、レンタル物件の修理、レンタル料金の減額・返金、損害賠償その他何らの請求をできないものとし、レンタル契約を解除できないものとします。
- 前項のレンタル物件を取替えに過大な費用または時間を要する場合、借貸人は、レンタル契約を解除することができるものとします。

第8条（レンタル物件の使用保管）

- 借貸人は、医療関連法規を遵守し、善良な管理者の注意をもってレンタル物件を使用、保管し、またこれに要する費用は借借人の負担とします。
- 借貸人は、事前に借貸人の書面による承諾を得なければ次の行為をすることができません。
 - レンタル物件を第5条所定の設置場所以外に移動すること。
 - レンタル物件を第三者に譲渡もしくは転貸し、または改造すること。
 - レンタル物件に貼付された借貸人の所有権を明示する標識、調整済の標識等を除去し、または汚損すること。
 - レンタル物件について質権および譲渡担保権、その他借貸人の所有権を制限する一切の権利を設定すること。
 - 借貸人は、レンタル物件について他から強制執行その他法的・事実的侵害がないように保全するとともに、仮にそのような事態が生じたときは、直ちにこれを借貸人に通知し、かつ速やかにその事態を解消させるものとします。

第9条（レンタル物件の滅失・毀損）

- 借貸人の責めに帰すべき事由により借借人が①レンタル物件を滅失（修理不能、所有権の侵害を含む）または毀損（所有権の制限を含む）した場合または②物件を使用し及び収益することができない期間（物件の保守、点検、整備、修繕等に要する期間を含むがこれらに限られない。）を生じさせた場合、借貸人は、レンタル料金（未經修理済のレンタル料金を含む。以下本項において同じ。）の支払いを拒むことができず、借貸人に対し、物件の修理、代替物の引渡し、レンタル料金の返金および償額ならびに休業補償その他損害賠償の請求をすることはできません。また、この場合において、借借人はこの契約を解除することはできないものとします。
- 前項の場合、借貸人は、借貸人に対し、代替レンタル物件（新品）の購入代価相当額またはレンタル物件の修理代相当額を支払い、なお損害があるときはこれを賠償します。ただし、借貸人の責による場合は、その責任の割合に応じて借借人の支払額を減額し得るものとします。
 - 借貸人が前項により購入代価相当額または修理代相当額を支払いかつ損害を賠償した場合、レンタル契約は終了するものとします。ただし、借借人が修理代相当額を支払い、レンタル物件の修理が行われた場合、レンタル契約は何ら変更なくそのまま継続するものとします。

第10条（レンタル物件の輸出の禁止）

借貸人は、レンタル物件を日本国内においてのみ使用するものとします。

第11条（ソフトウェアの複製等の禁止）

- 借貸人は、レンタル物件の全部または一部を構成するソフトウェア製品（以下ソフトウェアという）に関し、次の行為を行うことはできません。
- 有償、無償を問わず、ソフトウェアを第三者に譲渡もしくは転貸し、または第三者のために再使用権を設定すること。
 - ソフトウェアをレンタル物件以外のものに利用すること。
 - ソフトウェアを複製すること。
 - ソフトウェアを変更または改作すること。

第12条（保険）

- 借貸人は、レンタル物件に動産総合保険を付保するものとします。
- レンタル物件に保険事故が発生した場合、借借人は借貸人に対し、直ちにその旨を通知するとともに、借貸人の保険受領手続きに必要な一切の書類を遅滞なく交付するものとします。
- 借借人が前項の義務を履行し借貸人が保険金を受領した場合、借貸人は借借人に対し、第9条所定の賠償義務について、受領保険金の限度でその義務を免除するものとします。ただし、借借人が前項の通知義務・交付義務を怠り、またはレンタル物件の滅失毀損について故意または重大過失がある場合はこの限りではありません。

第13条（解約）

借借人は特定の定めがない限りレンタル期間中事前に借貸人に通知の上、レンタル物件を借貸人の指定する場所に返還してレンタル契約を解約することができます。ただし第4条第2項に記載のとおりレンタル料金の日割り計算による清算・返金は行いません。

第14条（債務不履行など）

- 借貸人が次の各号の一つに該当した場合、借貸人は、催告をしないで通知のみによりレンタル契約を解除することができますものとします。この場合、借貸人は借貸人に対し、未払レンタル料金その他金銭債務全額を支払に支払い、借貸人になお損害があるときはこれを賠償します。
- レンタル料金の支払を1回でも遅滞し、またはレンタル契約の各条項に違反したとき。
 - 支払を停止し、または手形・小切手の不渡報告、もしくは電子債権の支払不能通知があったとき。
 - 保全処分、強制執行、滞納処分を受け、または破産、会社更生、特別清算、民事再生、その他これらに類する手続きの申立てがあったとき。
 - 営業を休止し、または解散したとき。
 - 営業が引続き不振であり、または営業の継続が困難であると客観的事実に基づき判断されるとき。

第15条（レンタル物件の返還）

- レンタル期間の満了、解除、解約その他の理由によりレンタル契約が終了した場合、借借人は借貸人に対し、レンタル契約終了日までにレンタル物件を借貸人の指定する場所へ返還するものとします。なお、レンタル物件返還に際しては、医療関連法規を遵守し、借貸人が別途定める規定があれば借借人はこれに従います。また、レンタル物件に蓄積されたデータ（電子情報）がある場合には、そのデータを消去して返還するものとします。
- 借借人が前項の義務の履行を怠った場合、借貸人は借借人に義務の履行を求めてレンタル物件を返還し、かつ前項の義務を履行した上での再返還を求めることができますものとします。また、借借人は借貸人に対し、レンタル契約終了日の翌日から前項の義務を履行した上でのレンタル物件の返還日まで、レンタル料金相当額の借借人の遅延損害金を支払うものとします。また、返還および再返還に際しての借借人による義務の不履行に起因して借借人その他第三者に生じた損害に関して、借貸人は一切責任を負わないものとします。

第16条（支払遅延損害金）

借借人がレンタル契約に基づく金銭債務の履行を遅滞した場合、借借人は借貸人に対し、支払期日の翌日より返済に至るまで年14.6%の割合による支払遅延損害金を支払うものとします。

第17条（消費税等の負担）

借貸人は借貸人に対し、レンタル料金および第22条の販売代金に対する税法所定の税率による消費税額、地方消費税額をレンタル料金に付加して支払うものとします。

第18条（引渡し・返還の費用負担）

- レンタル物件の引渡しおよび返還に関わる運送費等の諸費用（税法所定の税率による消費税額、地方消費税額を含む。以下同じ）は借借人の負担とします。
- 運送費等の諸費用は、借貸人が別途定める料金によるものとします。
 - 運送費等の諸費用は、最初のレンタル料金の支払時に全額支払うものとします。

第19条（損害賠償）

借貸人に故意または重大な過失があった場合を除き、いかなる場合も、借貸人がレンタル契約に違反したことによるまたは関連して借借人に損害を与えた場合において借貸人の賠償する損害は、直接損害に限られ、間接的または派生的に発生した損害（逸失利益や休業損害を含みます）は含まないものとし、また、第2条に定めるレンタル期間に対応するレンタル料金相当額を上限とします。

第20条（裁判管轄）

借貸人および借借人は、レンタル契約についての一切の紛争は、訴訟のいかんにかかわらず、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意します。

第21条（反社会的勢力の排除）

- 借貸人および借借人は、現在および将来にわたり、自らおよび自らの役員が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証します。
- 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜を営む者または特殊技能暴力集団その他これらに準ずる者（以下これを暴力団員等という）。
 - 暴力団員等や関係者を支配され、または経営に実質的に関与されていると認められる関係その他社会的に非難されるべき関係にある者。
 - 自己もしくは第三者の不正利益目的または第三者への加害目的等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係にある者。
 - 暴力団員等への資金等提供、便宜供与などの関与をしていると認められる関係にある者。
 - 犯罪による収益の移転防止に関する法律において定義される「犯罪による収益」に該当する罪（以下犯罪という）に該当する罪を犯した者。
- 借貸人および借借人は、自らまたは自らの役員もしくは第三者を利用して次の各号のいずれにても該当する行為を行わないことを承諾するものとする。
 - 暴力的または法的責任を超えた不当な要求行為。
 - 脅迫的な言動、暴力を用いる行為をし、または風説の流布、偽計もしくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為。
 - 犯罪に該当する罪に該当する行為。
 - その他各号に準ずる行為。
 - 借貸人または借借人が前2項に違反したときは、契約違反に該当するものとし、相手方は、催告のみならず通知も行わずレンタル契約を直ちに解除することができます。これにより違反した当事者に損害が生じた場合にも、相手方はなんらの責任も負担しないものとします。

第22条（販売）

- 借貸人は別途定める規定により、あらかじめ借借人が指定した消耗品等の物品を販売し、その販売代金を第4条第3項記載の方法または別の方法にて請求することができます。なお、消耗品等の品質等が契約の内容に適合していなかったとしても、借貸人は一切の責任を負いません。
- 借貸人は、あらかじめ借借人に通知した上で、レンタル物件と一緒にレンタル物件の使用に必要な消耗品を借借人に引渡し、引渡し後2日以内に消耗品が返却されない場合は借借人が購入・使用したものとみなし、その販売代金を別途借借人に請求することができるものとします。
- 借貸人は医療関連法規を遵守したうえで消耗品を使用もしくは販売することとします。

第23条（避避指示区域に関する特約）

- レンタル物件の引渡し、設置、使用および保管は、日本政府が定める避避指示区域（以下避避指示区域という）を除く場所で行うものとします。
- 前項にかかわらず、レンタル物件の引渡し、設置、使用および保管が避避指示区域内の場所で行われた場合、借借人は、第15条第1項に基づくレンタル物件の返還を、借貸人が指定する避避指示区域外の場所（以下指定返還場所という）で行うものとします。なお、借借人は、レンタル物件の指定返還場所までの移動については、借借人の責任と費用負担に限り行うものとします。また、レンタル物件を取り替える場合も同様とします。
 - 前項に基づくレンタル物件を返還する場合、借借人自身の責任と費用負担により、表面放射線測定（β線）による放射線測定検査を実施するものとし、実施した結果およびこの項目について、借借人の当該検査に係わる責任者をして確認させ、記名、捺印のうえ書面に借貸人に通知するものとします。

記

表面放射性測定検査を実施したレンタル物件名（型番および資産番号等）
検査日・検査場所・表面放射線測定値（β線）・検査担当者氏名
検査に使用したサーベイメータ（型番）

- 前項により測定された放射線測定値が、下記に定める基準値を超えたレンタル物件については、借借人は、借貸人に当該レンタル物件を返還せず、別途借貸人の指定する金額を損害賠償として支払います。なお、レンタル物件については、借借人の責任と費用負担により適切に処分のものとします。

記

表面放射線 β汚染線量 基準値：4Bq/cm²以上
β汚染線量測定については、電離放射線障害防止規則（昭和四十七年九月三十日労働省令第四十一号）に準じるものとする。

- 借貸人が、返還されたレンタル物件の受入時に当該レンタル物件の表面放射線測定検査を実施し、測定値が前項に定める基準値を超えた場合、借貸人はただちに借借人に通知し、借借人は、借貸人の指定する金額を損害賠償として支払うものとし、なお借貸人に損害がある場合は、これを賠償するものとします。
- 借貸人は、レンタル物件の表面放射線測定検査の測定値が第4項に定める基準値を超えたレンタル物件については、第12条は当該レンタル物件に適用されないことを確認します。

第24条（特約条項）

レンタル契約について、別途書面により特約した場合は、その特約はレンタル契約と一体となり、レンタル契約を補充および修正することを承認します。

第25条（付則）

本レンタル約款は2020年9月1日以降に締結されるレンタル契約について適用されます。なお、借貸人は、必要に応じて本レンタル約款の内容を改定できるものとします。改定した場合は、下記の借貸人のホームページにて掲示し、改定前に締結されたレンタル契約にも最新の本レンタル約款の定めを適用するものとします。
(<https://www.orixrentec.jp/>)

【個人情報に関する条項】

第1条 個人の借借人が、レンタル契約を締結する場合、以下の条項が適用されます。

① 個人情報の利用目的

借貸人は、借借人の個人情報すべてを以下の目的（以下「利用目的」という）で、利用目的の達成に必要な範囲において利用するものとし、借借人はこれに同意します。

① 利用目的

- 機器のレンタル、販売、各種サービスの提供などの借貸人の事業につき、借借人からの申込、借借人への借借人からの提案など当事者との商談に当たり、適切な対応を行うため。
- 機器のレンタル、販売、各種サービスの提供などの取引の場合の審査を行うため、ならびに借借人の本人確認に当たり、適切な対応を行うため。
- 借借人とこの契約につき、借貸人においてその契約の管理を適切に行うため。また、契約の終了後においても、照会への対応や法令等により必要となる管理を適切に行うため。
- 借貸人から、借貸人およびオリックスグループ各社ならびにその他の会社の会社紹介、各種の商品・サービスの紹介をダイレクトメール、電子メール等により案内するため。
- 借貸人により高い商品、サービスを提議するためなど、さらなる借借人の満足のためのマーケティング分析に利用するため。
- オリックスグループ各社との共同利用のため（共同利用については ORIX のホームページ（<http://www.orix.co.jp>）掲載のプライバシーポリシーに従う）

第2条 借借人の指定する設置場所等の情報に個人情報が含まれる場合、借貸人は、かかる個人情報の借借人の開示およびかかる開示につき前条の当事者に当該個人に置き換えて利用目的が適用されることについて当該個人の同意を得るものとします。

第3条 借貸人が、借貸人の責任によりレンタル物件の修理等に換える業務をレンタル物件製造販売業者に再委託する場合、借借人は、借借人または前条の個人情報の全部もしくは一部を当該再委託先に開示することを予め承認します。

第4条 借借人は、医療関連法規に基づき、当事者または第2条の個人情報の全部もしくは一部を、レンタル物件の製造販売業者に開示することを予め承認します。

以上